核兵器禁止条約第１回再検討会議への日本政府の
オブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会ではロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化を背景に緊迫した状況が続いており、核兵器保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みである。

同条約は令和３年１月２２日の発効から本年で５年を迎え、本年１１月には発効後初となる第１回再検討会議が開催される予定であり、「核なき世界」に向けた国際的議論を前進させる重要な機会となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものであり、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。こうした中、核兵器禁止条約第１回再検討会議へオブザーバーとして参加することは、被爆の実相や核兵器の非人道性を国際社会に発信し、核兵器廃絶に向けた国際的な議論に参画する上で意義ある取組であると考える。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

１　核兵器禁止条約第１回再検討会議へオブザーバーとして参加し、被爆の実相や核兵器の非人道性を国際社会に発信すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　８　年１０月　９　日

敦　賀　市　議　会